

第 8 5 号議案

ふじみ野市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、3 0 0 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるため、ふじみ野市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。